ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(6)　（略）

(7)　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合にあっては、この限りでない。

(8)　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、譲渡し又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を譲渡先に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。

ヘ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、第六号ヘに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態

(4)　その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ホ　（略）

ヘ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数（数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。）を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト・チ　（略）

リ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(6)　（略）

(7)　譲渡業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

（新設）

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ヘ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、へに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪が異常に伸びている状態

(4)　その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ホ　（略）

ヘ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト・チ　（略）

リ　犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。